

第5回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成18年10月2日(月) 新発田市役所3階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第6回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 鳴海 惇 (税理士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席) 委員 畠山 幹英 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成18年5月1日～平成18年8月31日	
抽出案件	10件(対象工事総件数148件)	
制限付 一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第5号 加治川小学校校舎C棟建築工事 ・雨補第2号 新井田川1号雨水幹線整備工事
公募型 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・受託第1号 猿橋共同調理場解体工事 ・駅単第5号 新発田駅前宅地(15街区)造成工事 ・除雪第1号 豊町2号線他削井工事
通常 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第1号 二葉小学校プール濾過機入替え工事 ・道新第16号 上館新屋敷線改良工事 ・受託第8号 加治川幼稚園遊戯室塗装改修工事

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建受石第4号 佐々木中学校階段室・T Tルーム石綿除去工事 ・ 地教受第3号 加治川統合小学校建設に係る側溝整備工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者 6名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ ・柳委員長あいさつ</p> <p>3 議事 (1) 抽出工事等の審議について 【制限付一般競争入札について】</p> <p>・(教受第5号に対して)入札価格の最高額と最低額の差が少ないように感じるが、これについてどのように考えるか。</p> <p>・事前公表前と後で数字の差はあるか。</p> <p>・新しい入札制度を導入してから、競争原理がはたらいっているというのは、具体的に示せるか。</p> <p>・小学校などで、シックハウス症候群など、子どもに害を与える施設がないか調査は行っているのか。</p> <p>・加治川小学校のように、学校の建築を3つに分けて発注した場合、落札業者はやはり別々になるのか。過去に同一業者が落札した事例はあるか。</p>	<p>(抽出案件中、制限付一般競争入札2件の概要について説明)</p> <p>・予定価格を事前公表していることから、業者それぞれが価格を下げる努力をしていると思われ、このような結果になったと考える。</p> <p>・落札率で見ると、平成17年度で、事前公表をしていない指名競争入札が94.81%、事前公表をした一般競争入札で94.33%、公募型指名競争入札で93.60%である。</p> <p>・落札率を見ても、導入前と導入後では2~3ポイント低下していることもあり、新入札制度導入の成果が表れていると思っている。</p> <p>・設計の段階で、健康に害を及ぼすような材料は使っていない。</p> <p>・学校のように大きな施設は、工期の制約と構造面での独立性などから、分割して発注したものである。分割したとしても1業者が複数落札する可能性もあるが、これまでに、そ</p>

<p>・落札業者が偏っているのかどうか、加治川小学校のA棟・B棟・C棟の入札調書を見れば傾向が判るのではないかと。次回の委員会で提示してほしい。</p> <p>【公募型指名競争入札について】</p> <p>・(特になし)</p> <p>【通常指名競争入札について】</p> <p>・(受託第8号について)指名業者5者中、2者辞退となっているが、これはどういうことか。</p> <p>・入札辞退によって、最低入札業者数である4者を下回っているが、このような場合は追加指名するなどして、入札参加業者数を確保するということはないのか。</p> <p>・指名を辞退した場合は、次回から資料に理由も明記してほしい。</p> <p>【随意契約について】</p> <p>・随意契約については、一般的に談合とは結びつかないとされているが、他自治体で、最初に見積もった業者が随意契約している例</p>	<p>のような事例はない。</p> <p>・了解</p> <p>(抽出案件中、公募型指名競争入札3件の概要について説明)</p> <p>(抽出案件中、通常指名競争入札3件の概要について説明)</p> <p>・辞退の理由は、2者とも、手持ち工事の量が多く、落札しても工期内に完成できない恐れがあるからと聞いている。</p> <p>・指名を受けても、入札に参加するかどうかは業者の自由である。また、この工事については夏休み中に施工する必要があること、また、市内に塗装専門業者が少ないことから、当初の指名業者で入札したもの。勿論、公募して業者数が確保できない場合は、再度公告を行うこともある。</p> <p>・了解</p> <p>(抽出案件中、随意契約2件の概要について説明)</p> <p>・了解</p>
---	--

<p>がある。次回から当初見積もり業者名も示してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト工事の随意契約が6件あるが、業者はどのようにして選んだのか。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の事案抽出を山田委員に委任。 <p>4 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト工事については、学校ということで、夏休み中に完了する必要があったために、全国的に発注時期が重なったこともあり、事前に受注可能な業者を調査し、その中から見積もりを徴し、最低価格の業者に発注した。 <p>(前回の質疑である、「市の再就職の実態について」の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職をした者がいると聞いてはいるが、市として斡旋はしていない。 また、再就職を規制する規則等はない。
--	---

--	--